

# 山梨県公報

第百三十八号

令和二年

十月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

○家畜伝染病の発生……………	五三二
○家畜等の移動を禁止する区域の指定……………	五三一
○家畜伝染病の発生(二件)……………	五三二
○土地改良区の定款の一部変更の認可……………	五三二
○道路の区域変更(二件)……………	五三二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	五三三
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………	五三三
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	五三三
○一般競争入札について(三件)……………	五三四
○選挙管理委員会……………	五三四
○政治団体の名称等の届出……………	五三八
○公安委員会……………	五三八
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	五四一
○落札者の決定について……………	五四三
その他……………	五四三
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………	五四三

## 告示

### 山梨県告示第二百七十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	蜜蜂	患畜	一群	南アルプス市	令和二年九月二十九日

### 山梨県告示第二百八十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

令和二年十月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

#### 一 指定区域

南アルプス市徳永、同市下高砂、同市榎原、同市上八田、同市野牛島(宮ノ前、下ノ川、神戸、俣下、馬ノ甫、仲田、山東、三ノ割、横堰下、四ヶ村堰下、田尻、新見屋敷、居村、家西、前畑、前林、西林、立石、西ノ神、権現ノ上、小泉、石橋及び舞台の地域に限る。)、同市上高砂(二番下、三番下、三番下続、四番下、七番下、村下、村中、村上及び一番下の地域に限る。)、同市西野(道上、小森、柳原、西北原、西和田、東和田、切付、東原、道下、観音堂、横堀、西原、宮ノ西及び明林の地域に限る。)、同市上今諏訪(秋宮、御勅使先、中河原、北原、堀上、後畑、堰丘及び今岡の地域に限る。)、同市在家塚(北河原及び芝原の地域に限る。)、及び同市百々(下引草、下原、神明、東畑、竹ノ内、天神前及び南原の地域に限る。)、並びに甲斐市竜王(瀬、興石、刑部塚、判家塚、西河原、瀬間分、新堰下、十蔵窪、東裏、宮の前、西裏、子新田、下河原及び中河原の地域に限る。)、同市篠原(桑原、山宮司、乙房、村中及び田福の地域に限る。)、同市西八幡(左宮寺、馬の口、松原、大河原、本瀬久保、金山、梅の木、施餓鬼田、高儘、五本松、柳原、御林尻及び上川除附の地域に限る。)、及び同市下今井(南原の地域に限る。)

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されている蜜蜂

三 指定の概要

指定の期間 令和二年九月二十九日から当分の間

四 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

一、四〇八	市道	富士吉田市竜ヶ丘二丁目九番七号先(下吉田浄水場北交差点)から富士吉田市一丁目四番一号(市道同士の十字路交差点)までの両側	一、五八〇	車両	終日	富士吉田	令和二年一〇月二日 告示第一二二号
-------	----	--	-------	----	----	------	----------------------

一、四〇九	市道	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八番二号先(市道同士の十字路交差点)から富士吉田市緑ヶ丘一丁目五番一三号(市道同士の十字路交差点)までの両側	九三〇	車両	終日	富士吉田	令和二年一〇月二日 告示第一二二号
-------	----	---	-----	----	----	------	----------------------

一、四一〇	町道	南都留郡富士河口湖町船津九一丁目(先)から津小學校西交差点(南都留郡富士河口湖町船津九一丁目)までの両側	二二〇	車両	終日	富士吉田	令和二年一〇月二日 告示第一二二号
-------	----	--	-----	----	----	------	----------------------

一九七	町道	先 中巨摩郡昭和町西条五、〇三六番地	四	令和二一年一〇月二日 告示第一二二号
-----	----	-----------------------	---	-----------------------

別表第三十三の一、四一七の項を次のように改める。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月二十二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 IC免許証申請者用確認端末 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課

(二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日 令和二年十月二日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

五 落札金額 三千六百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年八月二十日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年十月二十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ(卵を含む。以下同じ。)を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和二年十月二十七日から令和四年十月二十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番